

建設消防委員会

西遠浄化センター内部防食改築工事における現状報告について
(機械濃縮棟排水槽)

1 要旨

令和 7 年 5 月議会にて議決された「西遠浄化センター内部防食改築工事費負担金」に関し、対象施設である機械濃縮棟排水槽の防食塗装工事に先立ち内部調査を実施したところ、排水槽土木躯体（コンクリート）が硫化水素により著しく劣化し、継続使用が困難な状態であることが判明いたしました。

2 対象施設

防食塗装工事対象施設は、以下の 6 施設です（詳細は別紙 1 参照）。

【機械濃縮棟】

排水槽、濃縮汚泥混合槽No.1、濃縮汚泥混合槽No.2、濃縮余剰汚泥貯留槽No.1

【重力濃縮棟】

重力濃縮タンクNo.3、重力濃縮タンクNo.4

3 施設の現状

(1)排水槽の運用状況

- ・静岡県からの移管時（平成 28 年度）以前から、1 槽のみで運用されていました。
- ・防食塗装は、本来 10 年間の性能保証を有していますが、1 槽運用のため、供用開始（昭和 61 年）から調査及び防食塗装工事等が実施されていませんでした。

(2)排水槽の調査結果

- ・排水槽土木躯体（コンクリート）が硫化水素により著しく劣化し、継続使用が困難な状態であることが確認されました（詳細は別紙 2 参照）。

(3)他施設の進捗状況

- ・排水槽以外の 5 施設については、現在、防食塗装工事を実施しています。

4 対応策

- ・運営権者（HWS）から事実確認後、以下の対応策が提示されました。

【対応策の概要】

- ・現在は予備施設となっている「余剰汚泥貯留槽No.1」を代替施設に改造し、以下のとおり 2 槽に分割します（詳細は別紙 3 参照）。

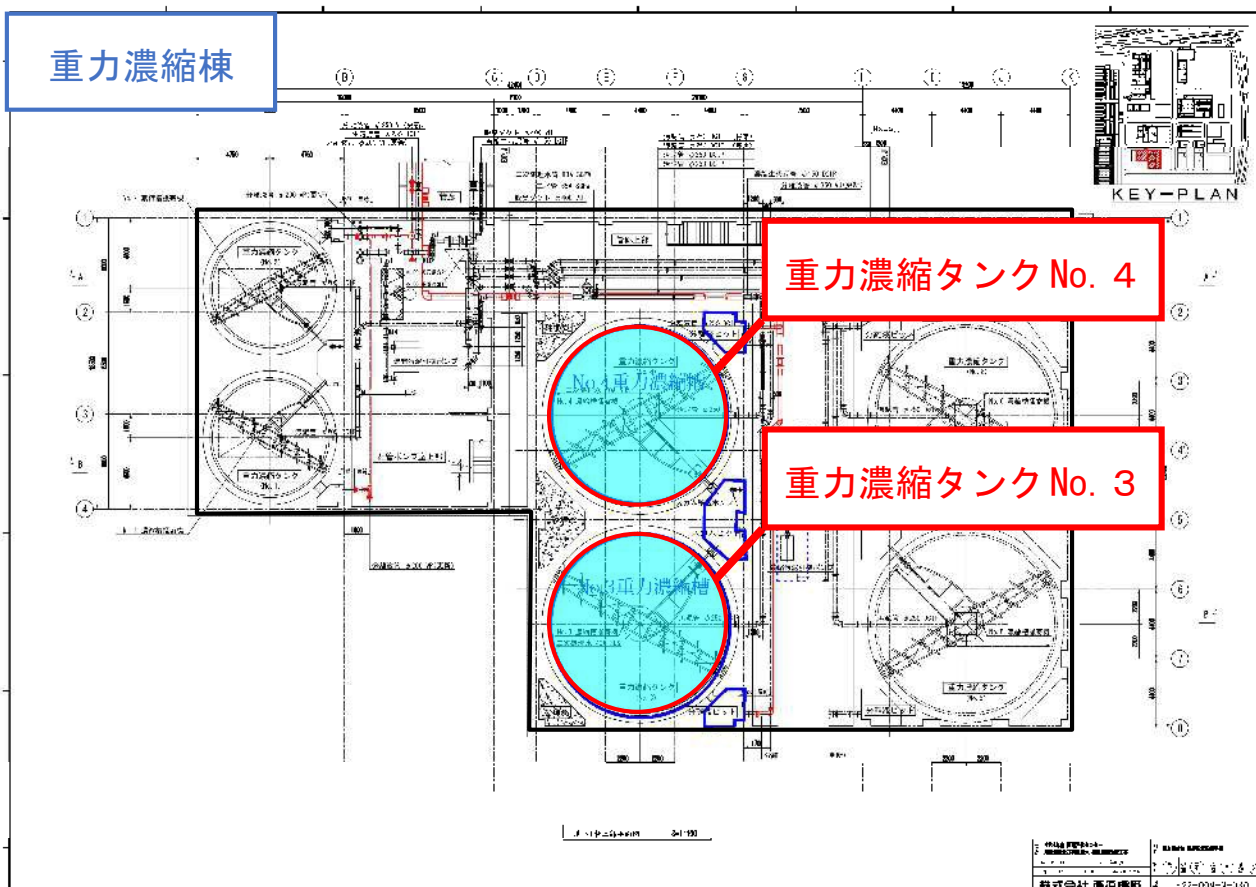
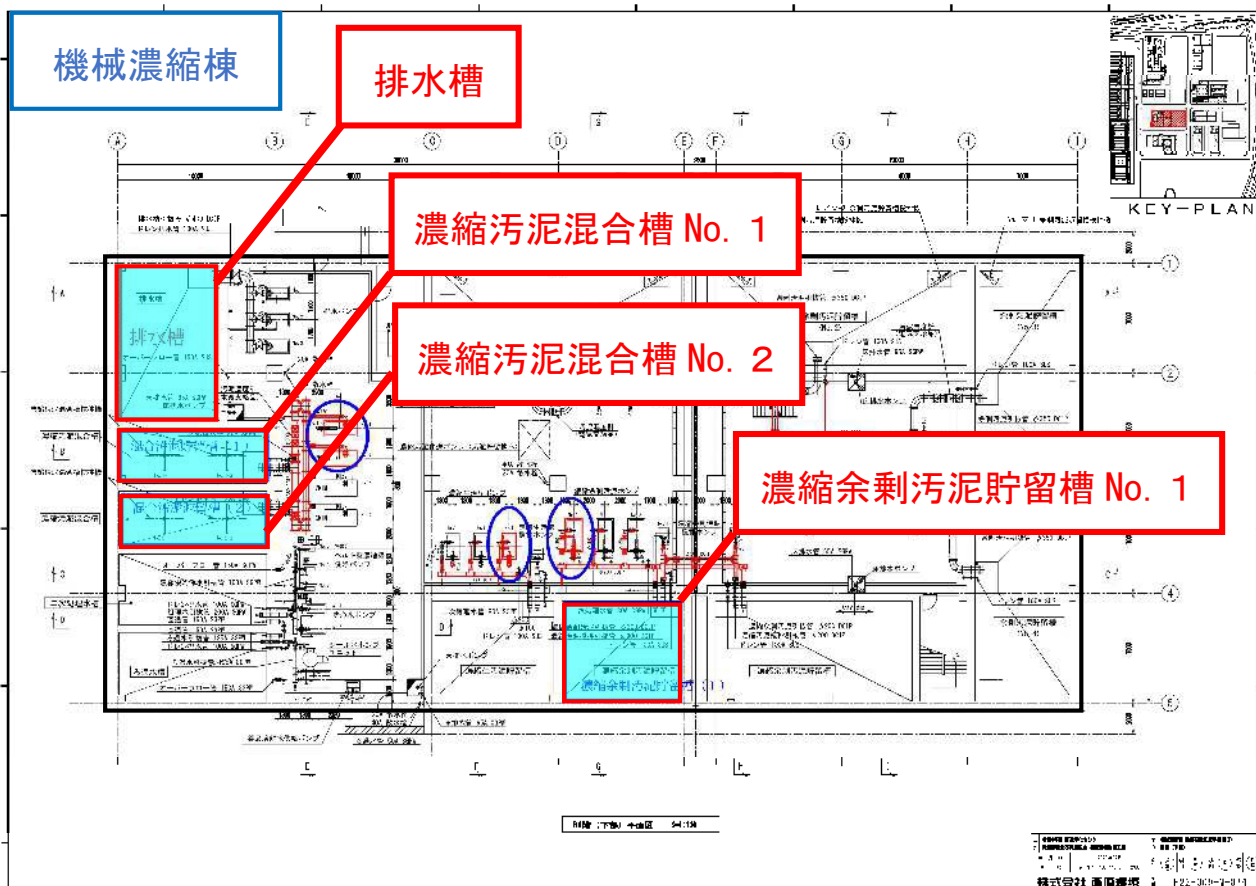
- ・新設排水槽（稼働槽）

- ・予備新排水槽（予備槽）

※既設排水槽は、コンクリート充填により廃止いたします。

- ・上記の対応策について、運営権者（HWS）と協議・検討を行った結果、当該対応策で進めます。

防食塗装工事対象箇所



排水槽（機械濃縮棟） 内部写真

① 南面（東側）



② 北面（天井）



